

安全運転管理者の業務に

運転者の運転前後のアルコールチェックが

追加されます！！

義務化

令和4年4月1日
施行

- 運転前後の運転者の酒気帯びの有無を**目視等**で確認する
- 確認内容を記録して、その記録を1年間保管する

令和4年10月1日
施行(追加)

- 運転前後の運転者の酒気帯びの有無を**アルコール検知器**で確認する
- アルコール検知器を常時有効に保持する

確認方法に関するQ & A

1. 運転前後とは

必ずしも運転の直前や直後に行う必要はありません。運転も業務の一つとして、業務開始前や出勤時、業務終了後や退勤時に行っても構いません。

2. 目視等で確認とは

「顔色」「呼気の臭い」「声の調子」などで酒気帯びの有無を確認することで、**確認は対面が原則**です。

3. 対面での確認ができない場合は

運転者に「アルコール検知器」を準備し、「カメラ・モニターなどで顔色の確認」や「電話、無線などで声の調子の確認」と併せて「アルコール検知器の測定結果で呼気にアルコールが含まれていないことを確認」する方法があります。

4. 記録する項目は

「①確認者名」「②運転者」「③自動車登録番号または識別できる記号番号等」「④確認の日時」「⑤確認の方法※」「⑥酒気帯びの有無」「⑦指示事項」「⑧その他必要な事項」です。裏面に参考として確認表を記載しています。

※4月1日は「対面」または「対面でない場合は具体的な方法」、10月1日から「アルコール検知器の使用の有無」を追加する。

5. アルコール検知器の性能は

「音」「色」「数値」などで酒気帯びの有無を確認できるものであれば、性能上の要件はありません。

6. 安全運転管理者以外の方が確認しても良いのか

安全運転管理者が不在の時や確認が困難な場合は、「副安全運転管理者」や「安全運転管理者の業務を補助する立場の人」でも確認することができます。

7. アルコール検知器を常時有効に保持するとは

「正常に作動し、故障がない状態で保持しておくこと」で、取扱説明書に基づき、適切な使用、管理、保守、定期的に故障がないかを確認することが必要です。

8. 他の事業所での確認ができるのか

他の事業所の安全運転管理者の立会いの下、アルコール検知器を使用して、電話等で報告がされたときは酒気帯び確認を行ったものとして行うことができます。

安全運転管理者の制度や届出などの詳細は県警本部交通企画課ホームページに掲載しています。

<https://www.pref.yamagata.jp/800029/kensei/police/procedures/jidousha/ankan.html>

確認表【例】

運転前後の酒気帯び確認結果一覧表

日	時	運転者	車両番号	確認方法	※ 酒気帯び	確認者	指示事項
1	12/18 9:00	山形 A男	山形〇〇〇 さ〇〇-〇〇	対面・検知器 その他()	有・無	山形 B子	
	12/18 11:00	山形 A男	山形〇〇〇 さ〇〇-〇〇	対面・検知器 その他()	有・無	山形 B子	
2	12/19 13:00	山形 C男	山形〇〇〇 す〇〇-〇〇	対面・検知器 その他()	有・無	山形 B子	
	12/19 14:30	山形 C男	山形〇〇〇 す〇〇-〇〇	対面・検知器 その他()	有・無	山形 B子	
3	12/21 8:30	山形 D子	山形〇〇〇 そ〇〇-〇〇	対面・検知器 その他(電話にて確認)	有・無	山形 B子	
	/ :						
/ :							

※対面でない場合は、その方法を「その他」に記入すること

◎ 上表は一例です。業務実態にあわせて、事業所毎に作成してください。

～運転者の運転前後のアルコールチェック以外の～ 安全運転管理者の業務

① 運転者の運転適性等の把握	自動車の運転に関する運転者の運転適性・技能・知識、道路交通法の遵守状況を把握するために必要な措置を講ずる。
② 安全運転確保のための運行計画の作成	最高速度違反、過積載、過労運転、放置駐車違反の防止などに留意し、安全運転確保のための運行計画を作成する。
③ 長距離、夜間運転時の交替要員の配置	長距離運転や夜間運転となる場合、過労等により安全運転ができないおそれがあるときは、あらかじめ交替要員を配置する。
④ 異常気象時等の安全確保の措置	異常気象、天災等により、安全運転に支障が生ずるおそれがあるときは、安全運転確保のために必要な指示や措置を講ずる。
⑤ 点呼等による安全運転の指示	運転者に対して点呼等を行い、健康状態や自動車の運行前点検の実施状況などを確認し、安全運転を確保するために必要な指示を行う。
⑥ 運転日誌の記録	運転者名、運転開始・終了日時、運転距離、その他運転状況を把握するために必要な事項を記録する運転日誌を備え付け、運転者に記録させること。
⑦ 運転者に対する指導	運転者に対し、自動車の運転に関する技能・知識、その他安全運転を確保するために必要な 事項について指導を行う。
○ 副安全運転管理者は、安全運転管理者の業務を補助します。	

その他に不明な点がある場合は、警察本部交通企画課 または 各警察署の交通課窓口までお問い合わせください。

